

件名: vol.016 2017年4月5日配信 配偶者控除(配偶者特別控除)の改正について

■ □
■
林真一税理士事務所 メールマガジン 2017年4月5日配信
■ □ vol.016

みなさん こんにちは！
4月になりました。

先月末(3月31日)のことですが、少し遅くなった帰宅途中のバスの中、ふと立っている男性に目を向けると、周囲を気にしながらとても不慣れな感じで花束を抱えていらっしゃいました。

なぜ花束を抱えていらっしゃるのか直ぐにはピンとこなかったのですが、その方の年齢を考えると、おそらく定年退職を迎えられた方なのだなと思いました。ご家族の方が退職のお祝いをするために、その方のご帰宅をお待ちなのでは？と勝手に想像し、とても感慨深い思いになりました。

そして今週からは、いよいよ 新年度・新学期 のスタートです！！
新入社員を迎えられ、新年度を慌ただしくスタートされた方もいらっしゃるかと思います。
今月も頑張っていきましょう！！

今年は、平年より桜の開花も遅れたため、やっと今週が見頃となってきましたね。
皆さんは、今週末お花見されるのでしょうか？
週末の天気はあまり良くないようですが、
天気のが良くなることを願って・・・

それでは、今月のお役立ち情報です・・・
今月は、税務に関するお役立ち情報です。

一般の方でも理解しやすいように、なるべく専門用語は使わないように心掛けていきたいと思えます。

税務でお困りのときは、お気軽にお問い合わせくださいませ・・・

切手・はがき・収入印紙等の販売いたしております。

ご希望の方はこちらへ

↓↓↓

Tel: 080-5447-1040 担当: 林

パソコン訪問指導をいたしております。

ご希望の方はこちらへ

↓↓↓

Tel: 080-5447-1040 担当: 林

それでは、今月のお役立ち情報です・・・

本日のお題： 配偶者控除(配偶者特別控除)の改正について

今月は、前回お話ししておりました、平成29年度税制改正の中で、みなさんに最もなじみの深い配偶者控除(配偶者特別控除)の改正について、少し掘り下げてお話ししたいと思います。

まず、平成29年度税制改正は、3月27日可決・成立しました。

配偶者控除についても、下記のように、
現行の配偶者の給与収入103万以下から、大幅に改正になりました。

		＜主な稼ぎ手の年収＞			
		1120万円以下	1170万円以下	220万円以下	1220万円超
配 偶 者 の 年 収	150万円以下	→ 38万円	26万円	13万円	0万円
	155万円以下	→ 36万円	24万円	12万円	0万円
	160万円以下	→ 31万円	21万円	11万円	0万円
	167万円以下	→ 26万円	18万円	9万円	0万円
	175万円以下	→ 21万円	14万円	7万円	0万円
	183万円以下	→ 16万円	11万円	6万円	0万円
	190万円以下	→ 11万円	8万円	4万円	0万円
	197万円以下	→ 6万円	4万円	2万円	0万円
	201万円以下	→ 3万円	2万円	1万円	0万円
	201万円超	→ 0万円	0万円	0万円	0万円

まず、わかりやすくお話しするために、

- ① 「所得」という言葉は使いません。全て収入金額で考えてください。
- ② 上記の一覧は、横が夫の収入金額、縦が妻の収入金額とします。
- ③ 配偶者控除と配偶者特別控除がありますが、『配偶者控除』でお話しします。

(知っておいていただきたいこと)

- ① この改正は、平成30年から適用になります。
- ② 妻の収入が98万を超えると(約100万)、住民税がかかります。
- ③ 妻の収入が106万を超えると、大企業で働く場合、社会保険に加入になります。
- ④ 妻の収入が130万を超えると、中小企業で働く場合、社会保険に加入になります。
- ⑤ 労働時間が増えるので、労災保険に加入になります。
- ⑥ 妻の年収が150万以下の場合、夫の年収が1120万以下であれば、夫の年末調整で配偶者控除は38万(満額)控除が受けられます。

(考えていただきたいこと)

税金の改正はありましたが、社会保険の改正はありませんので、上記の③④に該当すると、社会保険に加入しなければならないです。

設例) 妻が中小企業で働く場合(夫の配偶者控除は38万です)

・その1

今まで100万までしか働いていなかった妻が、150万まで働くと、単純に収入は50万増えます。(妻の国、地方の税金を4万とすると46万)社会保険等に参加しなければならず、月2万位の負担がでる(マイナス24万)

46 - 24 = 22 (月2万位増えます)

・その2

妻の収入を130万に抑えようと、社会保険の加入義務がありませんので、単純に収入は30万増えます。(妻の国、地方の税金を4万とすると26万)

26 (月2万位増えます)

みなさん、設例の その1/その2 の違いが分かりますでしょうか？

150万の収入で社会保険に入ってしまうと、何をしているかわからなくなってしまいます。国は、社会保険(健康保険、厚生年金)の財源がないので、税制を使って社会保険の加入者を増やすのがねらいかもしれません、、、(私見ですが・・・)

180万以上収入がある場合は良いですが、150万前後になる場合は、働き方を考えてくださいね。。。

ただし、メリットとしては、夫の扶養(第3号被保険者)よりも、将来もらえる年金は多少多くなることは確かです。

ご自身のライフワークにあった選択をして下さいね。

それでは、次回もまたお楽しみにしてください！！

■ご友人、知人にもこのメルマガをご紹介頂ければ、幸いです・・・
ご希望の方はお手数ですが、「メールマガジン希望」とご入力いただき、
ご紹介者のお名前とメールアドレス
をこちらにお送りください。

↓↓↓
mikiko-rin@zm.commuja.jp

■メールマガジンの配信変更・停止はこちらから・・・
ご不要の方はお手数ですが、「メールマガジン不要」と入力いただき、
こちらにお送りください。

↓↓↓
mikiko-rin@zm.commuja.jp

林 真一 税理士事務所
パソコン会計スクール
岐阜県岐阜市五坪2丁目2番2-1004号
TEL : 058-248-2992
E-mail : s_h@xb4.so-net.ne.jp
